定　　款

第１章　総　　則

（商号）

第１条　当会社は、株式会社ＡＮＡＰホールディングスとし、英文ではＡＮＡＰ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ　ＩＮＣ.と称する。

（目的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．次の事業を営むこと並びに次の事業を営む会社(外国会社を含む。)、その他の法人等の株式又は持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配、管理すること。

（１）家具，室内装飾品，工芸品，貴金属，宝石，装身具，化粧品，衣料用繊維製品，服飾雑貨，皮革製品，日用雑貨品，スポーツ用品の輸出入，販売及び卸売業。

（２）上記１号に掲げる物品の通信販売業務。

（３）商業デザイン，グラフィックデザイン，インテリアデザイン，服飾デザイン，工業デザインの企画制作。

（４）出版物の企画制作，発行。

（５）国内及び外国写真家，デザイナー等のマネジメント。

（６）著作権，工業所有権の取得並びに管理運営。

（７）録音及び録画物の企画制作及び販売。

（８）文房具，日用雑貨品の企画制作販売。

（９）衣料品の企画販売。

(10) 貴金属，装身具の企画制作及び販売。

(11) 古物売買及びその受託業務。

(12) 知的財産権の実施、保有、取得、処分、貸与、使用許諾及び管理等。

(13) 高度管理医療機器の企画制作及び販売。

(14) 人工知能に関する各種プログラム技術の研究、企画・開発、販売・保守・貸借・輸出入。

(15) 人工知能の各種技術を応用したシステムの開発及び販売。

(16) 電子技術を利用したゲームの企画、設計、開発、運用及び提供並びにデジタルコンテンツの企画・販売。
(17) コンピュータシステム及びその関連システムの企画・開発・販売・運用・保守並びにコンサルティング業務。
(18) インターネットサービスの企画、開発、運営、コンサルティング並びにサービスの提供。
(19) アプリケーションソフトウェアの企画・開発・販売及び保守・点検。
(20) 有価証券の投資業務。
(21) フランチャイズチェーンシステムによる衣料品、服飾雑貨、装飾雑貨の販売並びに加盟店の募集及び加盟店に対する商品管理、販売促進、経営指導。
(22) 映画、コンサート、演劇、各種イベントの企画、制作、運営及びこれらのチケット販売業務並びにチケット販売代理業務
(23) 投資業務。
(24) 有価証券の売買、保有、投資、運用。
(25) 不動産の売買、保有、投資、運用、賃貸借、管理、仲介。
(26) 有限責任事業組合、投資事業組合、投資事業有限責任組合、匿名組合の組成、運用、管理。
(27) デジタルコンテンツの企画、制作、開発、販売、配信、賃貸借、保守及びコンサルティング業務。
(28) インターネットを利用した各種情報提供サービス業務。
(29) ブロックチェーンに関連するサービスの企画、開発、提供及びコンサルティング業務。
(30) 暗号資産の売買、保有、投資、運用及びコンサルティング業務。
(31) 経営コンサルティング業務。
(32) 各種イベント・セミナーの企画、制作、運営。
(33) ビューティーサロン及びエステティックサロンの経営。
(34) 美容及びヘルスケア関連事業。
(35) 化粧品の企画、開発、製造、販売及び輸出入。
(36) 美容及びヘルスケアに関するセミナー及びイベントの企画及び運営。
(37) 美容及びヘルスケアに関するコンサルティング業務。
(38) 健康機器の製造及び販売。

(39) 医療、美容及びヘルスケア関連事業。

(40) 医療、美容及びヘルスケアに関する検査、製品、商品及びサービスの企画、制作、製造、販売及び輸出入。

(41) 医薬品、医薬部外品、化粧品、健康食品、飲料水等の企画、製造、販売及び輸出入。

(42) 医療、美容及びヘルスケアに関する機器、用品、消耗品等の企画、製造、販売及び輸出入。

(43) 食料品、化粧品、医薬品等の原料の調査、研究、加工、検査、販売及び輸出入。

(44) 化粧品、健康食品、サプリメント等の販売に関する代理店業務。

(45) 食品、健康補助食品及び日用品雑貨の研究、開発、製造、販売及び輸出入。

(46) マッサージ店の経営。

(47) リラックスサロンの経営。

(48) フットマッサージサロンの経営。

(49) カイロプラクティックの治療院運営。

(50) あんまマッサージ業。

(51) 前（１）乃至（50）に附帯する一切の事業。

２．前号に附帯する一切の事業

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を東京都港区に置く。

（公告方法）

第４条　当会社の公告は、電子公告により行う。但し、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

（機関の設置）

第５条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

（１）取締役会

（２）監査役

（３）監査役会

（４）会計監査人

第２章　株　　式

（発行可能株式総数）

第6条　当会社の発行可能株式総数は、76,660,000株とする。

（自己の株式の取得）

第7条　当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第8条　当会社の単元株式数は、１００株とする。

（単元未満株式についての権利）

第9条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）会社法第189条第2項各号に掲げる権利

（２）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第10条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

３　当会社の株主名簿、新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規則）

第11条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第３章　株 主 総 会

（招集）

第12条　定時株主総会は、毎事業年度終了後３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

（基準日）

第 13 条　当会社は、毎年８月３１日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

（招集権者及び議長）

第 14 条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、議長となる。

２　取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（電子提供措置等）

第 15 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

（議決権の代理行使）

第 16 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、議決権を行使することができる。

２　前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

（決議の方法）

第 17 条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第３０９条第２項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

第４章　取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第 18 条　当会社の取締役は、１０名以内とする。

（取締役の選任）

第 19 条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。

２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３　取締役の選任については、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第 20 条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２　増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第 21 条　代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

２　代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。

３　取締役会は、その決議によって、取締役社長１名を選定し、また必要に応じ、取締役会長１名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第 22 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

２ 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第 23 条　取締役会の招集通知は、各取締役及び監査役に対し、会日の３日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

２ 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）

第 24 条　当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

（取締役会規則）

第 25 条　取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において

定める取締役会規則による。

（取締役の報酬等）

第 26 条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第 27 条　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　監査役及び監査役会

（監査役の員数）

第 28 条　当会社の監査役は、５名以内とする。

（監査役の選任）

第 29 条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。

２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３　当会社は、会社法第 329 条第３項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

４　前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（監査役の任期）

第 30 条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２　補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第３項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

（常勤の監査役）

第 31 条　監査役会はその決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第 32 条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会規程）

第 33 条　監査役会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役の報酬等）

第 34 条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第 35 条　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第６章　計　　算

（事業年度）

第 36 条　当会社の事業年度は、毎年９月１日から翌年８月３１日までとする。

（剰余金の配当の基準日）

第 37 条　当会社の期末配当の基準日は、毎年８月３１日とする。

２　前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当金）

第 38 条　当会社は、取締役会の決議によって毎年２月末日を基準日として中間配当をすることができる。

（配当金等の除斥期間）

第 39 条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。